

2024年度 松山大学 法学部  
一般公募推薦編入学・指定校推薦編入学試験問題

◆小論文◆ (60分、800字以内)

わが国の憲法によれば、裁判は公開法廷で行うことが原則とされており（憲法 82 条参照）、刑事裁判、民事裁判は原則、誰でも自由に法廷において裁判を傍聴することができる。しかし、裁判のテレビ中継やネット配信については、事実上認められておらず、これを可能とすべきとの議論が存在する。

裁判のテレビ中継やネット配信を可能とすることの是非につき、あなたの考えを述べなさい。なお、どの立場をとるかについては採点に影響しない。

【参考】

憲法 第 82 条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。